

第 19 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和8年1月13日(火)
- 2 開催場所 八郷保健センター 2階 会議室
- 3 出席委員 1番 水谷 政 利 2番 小 野 もと子 3番 石 崎 吉 男
4番 廣 瀬 栄 5番 山 崎 美 榮子 6番 飯 村 伸 一
7番 三 輪 正 8番 高 橋 浩 9番 萩 原 重 信
10番 高 野 濟 11番 山 口 和 明 13番 本 岡 孝
14番 小 松 與 平
- 4 欠席委員 12番 栗 原 茂
- 5 事務局 課長補佐 大和田 誠 係長 山 本 茂 輝
- 6 審議議案
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第5号 非農地証明願の意見の決定について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
- 報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第2号 制限除外の農地の移動届の報告について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後3時50分

議長) 只今より、第19回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名ですので、

石岡市農業委員会会議規則第6条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、11番山口委員、13番本図委員の2名をお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1班、廣瀬委員、飯村委員、萩原委員、三城推進委員、大塚推進委員、2班、石崎委員、高橋委員、山口委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可の取消願について、を議題といたします。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 議案の説明が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、議案第1号の1番については、願出のとおり許可を取り消すことに決定いたします。続いて、2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、議案第1号の2番については、願出のとおり許可を取り消すことに決定いたします。次に、議案第2号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局) **事務局説明**

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約420アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、

1番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者4名で約24ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の約66アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、一部耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、水稻及び野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の約55アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻及び野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号7番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の約187アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、7番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番について、現地調査を省略している案件です。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号9番について現地調査の結果をご報告いたします。この案件は、令和7年11月の総会において、売買で所有権移転の許可を受けましたが、譲受人の持分を変更するため、議案第1号で許可取消願がされており、今回は、再申請ということになります。譲り受け人は、農業従事者2名の約150

アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、9番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、約11ヘクタールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、ジャガイモを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号11番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、11番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の11件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は現在賃貸住宅に住んでおりますが、農業を営んでいるため、耕作地の近くに農家住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理いたします。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後敷地内浸透処理いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効利用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効利用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は再生可能エネルギー普及のため、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人はアパート住まいをされておりますが、手狭なため自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は現在の住宅が手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、高速道路、集落、雑種地で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差

で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は実家に両親と同居されておりますが、子供の成長に伴い手狭なため、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、市の農業振興地域整備計画で農用地区域に指定されている農用地区域内農地です。申請内容から、太陽光発電施設の変電所

設置工事にあたり、一時転用を行うため、農地法施行令第4条第1項イの例外許可規定に該当いたしません。申請人は、変電所設置工事中の、工事車両通行のための進入路及び資材置場の確保が必要なため、一時転用申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。次に、10番については、11番と関連がございますので、一括審議といたします。それでは、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号10番及び議案第4号11番について、現地調査の結果をご報告します。申請地は、宅地と雑種地等により囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。議案第4号11番は、申請人が自社で使用する電力を再生可能エネルギーで賄うため、太陽光発電施設を設置するべく、申請に及んだものです。なお、発電された電力は、電気事業者及びその他の者に供給しないため、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例は適用除外となります。雨水は、敷地内浸透処理します。議案第4号10番は、11番の設置工事中に通路として使用するため一時転用するものです。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって、議案第4号10番、同11番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。10番及び11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番及び11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番及び11番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第4号の11件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第

5号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第5号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、建設業倉庫として使用され、36年経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第5号2番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、竹や雑木が生え、山林化しており、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第5号3番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、山林化が進み、通作すら困難な状況であり、周囲も山林に囲まれているため、農地として復元しても、継続

利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、3番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、4番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第5号4番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、雑木生え、山林化が進み、周囲も山林に囲まれているため、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、4番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、5番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第5号5番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、所有者にて一部雑木を伐採しましたが、申請地の大部分に雑木が生え山林化しており、農地として利用するには、物理的な条件整備が著しく困難なものと判断いたしました。よって、5番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第5号の5件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第6号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号から第4号についてですが、内容は議案書12ページから19ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第1号から報告第4号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、報告第1号から報告第4号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第19回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時32分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和8年1月13日

議事録署名人

議 長

11 番

13 番